

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-3)

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|----------|------|----------|-----|
| 施策名 | 目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進 | | | | | |
| 施策の概要 | 気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | |
| | 予算の状況(百万円) | 当初予算(a) | 865 | 850 | 810 | 810 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | |
| | | 繰越し等(c) | - | - | (※記入は任意) | |
| | | 合計(a+b+c) | 865 | 850 | (※記入は任意) | |
| 執行額(百万円) | 787 | 767 | (※記入は任意) | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表) | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|----------|-----------------|----------------------------|----------------|-------------------|-------------|-------------|----|
| 測定指標 | 気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R5年度 | - |
| | | - | - | 14 | 31 | 56 | 64 | 67 | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - | |
| | 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R5年度 | - |
| | | - | - | 4 | 14 | 24 | 37 | 47 | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - | |
| | 気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R3年度 | ○ |
| | | - | 適応計画のフォローアップの試行 | 気候変動適応法及び、法に基づく気候変動適応計画の策定 | 気候変動影響報告書の素案作成 | 気候変動影響評価報告書のとりまとめ | 気候変動適応計画の改定 | 気候変動適応計画の改定 | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - | |
| 気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 | |
| | 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R5年度 | - | |
| | - | 8 | 8 | 10 | 11 | 11 | 15 | | |
| | 年度ごとの目標値 | 6 | 6 | 10 | 12 | 13 | - | | |

| | | |
|------|-----------------------------------|--|
| 評価結果 | <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> | <p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討した。</p> <p>○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和3年度気候変動適応策のPDCA手法確立調査事業」を実施し、検討委員会を開催した。</p> <p>【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、令和3年度には新たに8都道府県・政令指定都市が地域気候変動適応計画を策定し、13都道府県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和2年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、栃木県、茨城県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、愛媛県、那須塩原市の8府県1市の気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会(7ブロック計20テーマ)を立ち上げ、関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた調査及び検討を開始した。</p> <p>【国際協力】 気候変動適応法第18条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和2年度は11か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。</p> |
| | <p>施策の分析</p> | <p>○気候変動適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p> |
| | <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】 ○これまで「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数」としていた指標を、気候変動適応法の施行に伴い ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数 ・気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを設置確保した都道府県数 と修正した。今後は施策の進捗に併せて随時指標を見直していく。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、令和7年に公表予定の気候変動影響評価報告書の検討を行った。 ○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。 ○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行うため、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」を立ち上げ、助言を受けた。</p> |
|------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> |  |
|----------------------------------|--|

| | | | | | |
|--------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------------|---------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>地球環境局 気候変動適応室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>塚田源一郎(気候変動適応室長)</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>令和4年8月</p> |
|--------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------------|---------------|